

憲法OBA MJ 連載の現在いま

《 憲法問題特別委員会だより 》

第80回

ピョンチャン

平昌オリンピックと「スポーツの平和創造機能」

—小平奈緒イサンファと李相花—

憲法問題特別委員会 委員 辻口 信良
龍谷大学・関西大学法科大学院講師(スポーツ法学)

2018年2月、韓国平昌で冬季オリンピックが開催されました。アメリカのトランプ大統領による北への斬首作戦・爆撃の恫喝の下、直前に北朝鮮が参加を表明し、一部南北統一チームが結成されるなど、久しぶりに「スポーツと政治」が話題になりました。ヒトラーがベルリンオリンピックを政治利用したことは有名ですが、今回は「スポーツと平和」について考えます。

ぼくは、短い期間でしたが事務所のメンバーと平昌オリンピックを観てきました。

1. 印象に残るできごと

「平和でなければスポーツはできない」とよく言われます。殺戮し合っている中でスポーツはできませんし、現に1896年に始まった近代オリンピックは、2つの世界大戦で3回も中止になりました。因みに、その内の1回、1940年は東京での開催予定でした。従って、この言葉は正しいのですが、ぼくはもう1つ、「スポーツの平和創造機能」つまり、スポーツには平和を創る力があることを強調したいのです。それを今回、平昌での2つのできごとで確信しました。

(1) 羽生結弦選手と韓国女性

1つは、フィギュアスケートの羽生結弦選手が、韓国で特に若い女性に人気だったことです。怪我から復帰してぶっつけ本番での66年ぶりの2連覇、これはすごい快挙です。日本でテレビ観戦された皆さんも感動したでしょうが、実は韓国での羽生人気もすごいです。ぼくはそれを感じつつ、以前日本のおばさまたちを虜にした「冬のソナタ」に代表される韓流ブームを思い出していました。つまり、あの韓流ドラマで、日本の女性は、韓国にも良い物語があり、良い男性がいると思ったのです。そんな両国の庶民同士は、戦争や国際紛争を望むのでしょうか。

(2) 小平奈緒と李相花

2つめは、女子スピードスケート500m優勝の小平が、銀メダル韓国・李と抱き合い健闘をたたえ合った

光景です。二つの国旗と美しい涙がそこにありました。李には冬季オリンピック3連覇がかかっており、小平に負け、李選手は悔しいはずですし、韓国国民もその時点ではがっかりしたと思います。しかし、ご存じのとおり、私たちが観たのは、勝敗を超えた二人の友情(平和)でした。

あの二人の仕草や行動を見て、「スポーツっていいな」「人間っていいな」と、みんな心を洗われたと思います。

(3) 日本と韓国の報道

この2つのスポーツ結果を、日韓の各マスコミは、極めて好意的に報道しました。日本の報道内容は、皆さんがご存じのとおりです。具体的に名前を挙げませんが、排外主義的論調を基調とする全国紙なども、大変好意的に報道していました。

そして、ぼくは現地(アウェー)韓国で、朝鮮日報やKBSテレビなど韓国のメディアも、上記2つの競技をとっても好意的に伝えていると思いました。実際の言葉(ハングル)は全く理解できませんが、新聞の写真やニュースキャスターの口調などで、鈍感なぼくでも、十分その雰囲気は分かりました。

2. 「守る平和」と「創る平和」

(1) 「守る平和」と国連軍

私たちは平和を語る場合、戦争から「守る平和」を語ります。ぼくの理解では、軍事(武力)による対応

をどの程度重視するかの論争です。

そこでは、軍隊（自衛隊）の力、領土問題、侵略か否か、自国民の優秀さ、戦争被害などが語られ、それらを風化させるな等と言われます。これは戦争による破壊からの「守る平和」論争です。

憲法改正問題など、確かにこの視点からの論争は大切ですが、現実の複雑な国際情勢から考えると、この点でのすぐの結論は難しいと思います。

ぼくは、自身の結論は持っています。9条改正は反対です。そして「守る平和」でのぼくのプロトタイプ・結論は、「本当の意味の国連軍」を創ることです。

ぼくが大学で学生にもいつも話すのは、国内社会と国際社会との類比です。

まず国内の治安問題です。ご承知のとおり、今の日本の治安は、世界の中でも最高クラスの安全さです。私たちは日常、警察官が治安を維持してくれているので、安心して毎日を過ごしています。

その類比で考えると、仮に日本の警察のような組織が国際社会にもあれば（本当の意味の国連軍）、現在私たちが各家庭で銃など武器を持たず安心して生活しているように、各国の自国軍隊は必要ないはず。いうまでもなくその場合、国連軍は国際公務員です。

そうは言っても、鈍感なぼくでも、「本当の意味の国連軍」を作るのがどれほど困難な作業かは分かります。今も問題になる朝鮮半島での「国連軍」も、多少国際政治を学ばれた方なら、それが「本当の意味の国連軍」ではなく、ソ連が安全保障理事会を欠席しているのを奇貨としてデッチあげた「アメリカ軍」であることはご存じでしょう。従って、本当の意味の国連軍を創ることはホント難しいのです。

でも、困難でもこの作業、つまり「本当の意味の国連軍」を作る作業は続けなければなりません。ぼくは、一方、各国の優れた政治家、そして他方、理想社会を求め世界中から国連などに集っている外交官や若者に、その夢を託したいと考えています。それでも300年～500年にかかるでしょう。

(2) 「創る平和」とスポーツ

上記困難な「守る平和」問題と並行して、ぼくは、それと比べれば簡単な「創る平和」について考えます。具体的には、文学、音楽、絵画、演劇や映画など芸術、国

際姉妹都市協定、留学生交換など、種々の人的・物的な国際的文化活動による交流を通じ「創る平和」を、もっと積極的に考えることが大切だと思います。

私たちは人間です。だれかれの見境なく殺戮を開始するわけではありません。いくつかの外的要因と、多くの言葉では「戦争的ナショナリズム」による洗脳が、その沸点に達したときに戦争が始まります。

私たちは、戦争に至る沸点を冷却できる「理性」を持っています。それが、「創る平和」の考えです。

そして、「創る平和」に最も相応しいのが、「権力」にも深く関連するスポーツだと思うのです。

ぼくはスポーツを、「楽しみをもって、他人と競い合う刺激をもつ、一定のルールによる、心身の運動」と定義しています。

ぼくは、平和を創るための人間のいろいろな行為の中でも、スポーツはもっとも意義のある行為だと確信しています。この確信を理解していただくため、そもそもなぜ戦争が起こるのか考えて見ます。

3. 戦争の発生原因

なぜ戦争は起こるのでしょうか。ぼくは、戦争発生には、大きく分けて2つの要因があると思います。

(1) 外的要因

- ① 領土（資源）的・政治的要因…地下資源、海洋資源、漁業資源など。
- ② 政治的要因…相手方の政治体制を否定し自国の政治体制を押しつける。
- ③ 経済的要因…階級社会闘争、貧困社会、格差社会。
- ④ 宗教的要因…十字軍、アラブ・イスラエル・パレスチナ問題、カシミール、IS問題など。
- ⑤ 人種・民族・言語的要因…部族間闘争、ナチストドイツ、大日本帝国。
- ⑥ その他…歴史的怨恨、死の商人の存在など。

過去これらの外的要因が、実際は複雑に絡み合い戦争が発生してきました。

(2) 内的要因

しかしぼくは、これら外的要因の他に、人間ひとりひとりの内心に存在する要因も加わり、戦争が起こると考えます。

人間には権力欲・闘争本能があります。これは人間

を含む動植物としての本能として、避けられない属性です。ぼくは、この権力欲・闘争本能が、戦争開始、戦争遂行に際し、上記外的要因と並び、重要な要素・位置を占めると考えます。これは本能であり、邪悪とかよこしまなものとして片付けることはできません。本能ですから最終的な克服はできないのです。

ここで「権力」とは、「他を条件付ける力」のことです。要するに、他を圧倒したい、ねじ伏せ制圧したい、君臨したい、自分の子孫を残したい等々。そして生き物として、これを払拭し皆無にすることは、残念ながら出来ません。この権力欲・闘争本能は、殺害、とりわけ大量殺害としての戦争においてその最も赤裸々な姿を現すのです。

(3) 戦争の発生

当然私たちの先人は、理性により、また歴史上の経験などから、一方で外的要因を減らそうと努力し、又、内的要因である権力欲や闘争本能についても、個人としての研鑽や宗教的・倫理的修行などにより、自制し抑制しようと努めてきました。

従って論理的に言えば、これらの諸要因を少しでも減らすことができれば、それだけ戦争が回避される可能性も高くなるはずですが。

しかし、実際には、これら外的・内的諸要因が、交差したり重なり合い、場合により相互に誤解・猜疑心・嫉妬心などを挟み、それらが増幅して戦争が発生します。

そのプロセスは単純ではありませんが、時の権力者が、多くは危険の外に身を置き、自身の権力欲の満足や保身、又、戦争により利益を得る「死の商人」の後押しなどを受けながら、戦端が開かれるのです。

そして、一旦戦争が開始すると、「戦争的ナショナリズム」の赴くまま、破滅的結果になることも多いのです。先のアジア・太平洋戦争もそうでした。今後考えられる戦争の最悪のシナリオは、核戦争による相互破壊、人類の滅亡です。

4. スポーツによる戦争抑止機能

ぼくは、今述べた内的要因を減らすのに、スポーツが大きな意義を有すると考えます。即ち、権力欲・闘争本能をスポーツによる競争レベルに「昇華」させ変形させるのです。端的に言って、「殺すところまで行かずに闘争

本能を満足させる」のがスポーツです。

前述のとおり、スポーツは「競争」をその要素とします。競争は、特に格闘技などでは闘争を意味します。

皆さんも経験されたとおり、スポーツでの勝負の結果はとても大切です。

勝負に勝つことは、権力欲・闘争本能を、十分ではありませんが満足させる機能を有します。スポーツ競技において、勝って嬉し涙を流し、負けて悔し涙を流すのは、競技者の権力欲・闘争本能が、勝った方はそれなりに満足し、他方負けの方はそれが破壊されるからです。

皆さんだれもが、勝負での勝った時の嬉しさ、負けた時の悔しさを経験されたはずですが。大きな大会、重要な大会や自分が必死に頑張った試合の後、勝敗いずれにおいても、間違いなく涙を流されたでしょう。

又、たかだか学校での運動会や、クラス、部活内部の練習試合、あるいは地域自治会の体育祭、運動会、更には親善競技大会でさえ、勝ったときの嬉しさ、負けたときの悔しさがあったことを思い出されるでしょう。

繰り返しますが、そのスポーツでの勝利は、確かに権力欲・闘争本能の十分な満足ではありません。しかし、ルールを介在させ、ある程度の満足で終わらせノーサイドの結論に導く、それが人類の叡智、文化としてのスポーツなのです。そこにスポーツの良さ、スポーツの持つ「平和創造機能」があるのです。

5. スポーツは人を殺さない

ここで、戦争を考えてみます。戦争にも戦時国際法というルールはあります。ただ、どれほどきれいな事であっても、戦争は所詮多くを殺戮することが最大の目的で勝利への近道です。完全に抵抗できなくするためには殺すことです。

しかし、スポーツは、ボクシングなど最も危険とされる競技でも、人を殺戮することを目的（ルール）にしません。ボクシングでいえば、ノックダウンしたその時点で試合はストップ、勝者が決まります。

そしてスポーツは、試合終了と同時にノーサイド。勝者が嬉しいのは当然ですが、敗者も負けた悔しさはあるものの、ルールにより力と技を出し尽くした結果を認め、勝者を讃えます。その試合は、勝者・敗者を問わず、少し大げさにいえば、それぞれの人生の文化遺産として生

涯の財産になります。

ぼくが、戦争と異なり、スポーツを文化だといひ、スポーツ基本法が前文冒頭で、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と規定するのは、これを意味します。

スポーツやオリンピックでの「勝つことではなく参加することに意義がある」という言葉は、人生や歴史を長い目で見たときより輝きを増します。平昌での小平と李の関係を想起して下さい。

6. ナショナリズム

少し長くなりますが、この関連で、政治の世界の「ナショナリズム」を考えておきます。民族主義などと訳されるナショナリズムも難しい概念ですが、それは、上記「権力欲」と通底し、戦争時にそれが最も極大化する代物です。

ぼくは、ナショナリズムについて三つの態様を考えています。

(1) 本来的ナショナリズム

第一は、「本来的ナショナリズム」です。それは、自分の生まれた国・地域を愛おしむ心、即ち、慣習・風習・食事・言語・人間関係などを大切にしたいとの自然な感性に基づくものです。これは極めて大切なナショナリズムとして尊重すべきであり、否定する理由は全くありません。

(2) 戦争的ナショナリズム

その第二は、戦争時に極大化する「戦争的ナショナリズム」です。これは、理性ある人間としては克服すべき（でも容易に克服できない）心情です。後で冷静に考えれば反省すべき邪悪な心情です。この戦争的ナショナリズムは、市民や個人というより、国政を担う為政者（権力者）が、常に利用するイデオロギーです。過去の戦時での多くの例はもちろん、現代の国際政治社会を見ても分かる通り、各国の為政者は、排外主義的見地から、常にこれを利用してきます。内政における国民の不満をそらしたり、権力者の失政を隠蔽するため、これほど好都合なイデオロギーはないからです。私たち市民は、権力者の戦争的ナショナリズムの挑発に乗らないよう、最大限注意する必要があります。

(3) 競争的ナショナリズム

そして、この二つのナショナリズムを架橋する第三の概念として、ぼくは「競争的ナショナリズム」を考

えるのです。これは、一方で「本来的ナショナリズム」を大切にしつつ、他方、排外的な「戦争的ナショナリズム」にまで至らない範疇です。それは、スポーツでのノーサイドの思想にたどり着くナショナリズムです。

誰もが有する「権力欲・闘争本能」と「ナショナリズム」を、ルール化によるスポーツで、競争的ナショナリズムの限度で満足させること、これが人類文化の地平であるとの考えです。ここにスポーツの良さがあり、「スポーツの平和創造機能」に連なる重要な考えです。

そうは言っても、どこまでがこの範疇かは微妙ですが、分かりやすい例でいうと、「ニッポン チャチャチャ！」の合唱は(1)でOKですが、「ジャパニーズ・オンリー」の横断幕は(2)でダメです。

7. スポーツの憲法上の位置づけ

平昌オリンピックを「スポーツの平和創造機能」と関連させて述べました。

スポーツ基本法は、前記のとおり「スポーツは、世界共通の人類の文化である」で始まっています。これは、「明文のない新しい人権」としての「スポーツ権」を実定法としてのスポーツ基本法に明文化したのですが、長くなりすぎるので、別の機会にさせていただきます。

又、スポーツと憲法では、平等の問題も大いに関連しています。例えば、ドーピング問題や、近時のパワハラ・セクハラ問題、大相撲の土俵に女子が上れないのは平等の理念に反しないのかなど、興味深い問題もあります。

いずれにしても、スポーツは若者を中心とし、「創る平和」として決して風化せず、むしろ再生産されます。

その意味では、残念ながら戦争がないと風化せざるを得ない「戦争の語り部」や「原爆」とは異なります。

そして、上記「創る平和」の諸問題を実践し発展させれば、困難な「守る平和」問題にも好影響を与えます。

ついでに、「創る平和」の1つに、最近日本で活躍するスポーツ選手の例でも見られる「国際結婚・雑婚のススメ」も必要であることも付言しておきます。

「創る平和」については、「平和学としてのスポーツ法入門」また、「スポーツの法律問題 第4版」（いずれも「民事法研究会」発行）をお読み下さい。

（尚、本文は、4月27日の文在寅・金正恩会談前の4月22日に作成したものである。）